



山形県公報

平成23年7月26日（火）
第2263号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（健康福祉企画課）…761
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（同）…762
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（同）…同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………（同）…同
- 農業振興地域の区域の変更……………（農政企画課）…763
- 県営土地改良事業計画の決定……………（置賜総合支庁農村計画課）…同
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…764
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…765
- 同……………（同）…同
- 県道の供用の開始……………（最上総合支庁建設総務課）…同
- 都市計画の変更……………（都市計画課）…766
- 同……………（同）…同
- 道路の位置の指定……………（村山総合支庁建築課）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（最上総合支庁建築課）…同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（置賜総合支庁地域振興課）…767
- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課）…同
- 同……………（庄内総合支庁建築課）…770

## 告 示

### 山形県告示第642号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成23年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称   | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|---------------------|---------------------|------------|
| 医療法人 丸千会 たけし歯科クリニック | 新庄市桧町21番地3          | 平成23. 5. 1 |
| 高橋内科・神経科医院          | 村山市楯岡荒町1-7-6        | 同 5. 7     |
| 須藤 医 院              | 新庄市沼田町6-22          | 同 6. 6     |

|                       |                  |        |
|-----------------------|------------------|--------|
| う さ ぎ 薬 局             | 鶴岡市西新斎町3-5       | 同 7. 1 |
| 医療法人 ルミエール ほんま歯科クリニック | 鶴岡市羽黒町押口字川端42-39 | 同      |

## 山形県告示第643号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称  | 指定医療機関の所在地       | 廃止年月日       |
|------------|------------------|-------------|
| ほんま歯科クリニック | 鶴岡市羽黒町押口字川端42-39 | 平成23. 3. 28 |
| たけし歯科クリニック | 新庄市松町21番地3       | 同 4. 30     |
| 高橋内科・神経科医院 | 村山市楯岡荒町1-7-6     | 同 5. 6      |
| 須藤医院       | 新庄市沖の町10-22      | 同 6. 5      |
| う さ ぎ 薬 局  | 鶴岡市西新斎町3-5       | 同 6. 30     |
| みどり町薬局     | 鶴岡市みどり町32-55     | 同           |
| さつき調剤薬局    | 鶴岡市昭和町8-30       | 同           |

## 山形県告示第644号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成23年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称   | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地   | 指定年月日      |
|-------------|------------------|--------------|------------|
| デイサービスママ家別館 | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 鶴岡市中田字追分60番地 | 平成23. 7. 1 |

## 山形県告示第645号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地   | 廃止年月日      |
|-----------|------------------|--------------|------------|
| ケアセンターなごみ | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 米沢市泉町二丁目1番6号 | 平成23. 4. 1 |

**山形県告示第646号**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成23年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 上山市

## (1) 変更する地域の名称

上山農業地域

## (2) 変更後の区域

上山市行政区域のうち、次の図に示す区域

## 2 村山市

## (1) 変更する地域の名称

村山農業地域

## (2) 変更後の区域

村山市行政区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）による用途地域（平成23年7月変更決定）の区域並びに国有林野、官行造林及び民有林野の区域（次の図に示す区域を除く。）を除く区域（次の図は省略し、その図書を農林水産部農政企画課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第647号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営川樋地区土地改良事業（農地防災事業（地域ため池総合整備事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営川樋地区土地改良事業（農地防災事業（地域ため池総合整備事業））計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

南陽市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成23年7月28日から同年8月25日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対するのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第648号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営屋代郷地区土地改良事業（水利施設整備事業（水利区域内農地集積促進型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営屋代郷地区土地改良事業（水利施設整備事業（水利区域内農地集積促進型））計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

高島町役場

3 縦覧に供する期間

平成23年7月28日から同年8月25日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

---

**山形県告示第649号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営浅立地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営浅立地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し

2 縦覧に供する場所

白鷹町役場

3 縦覧に供する期間

平成23年7月28日から同年8月25日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

---

**山形県告示第650号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営鮎貝地区土地改良事業（農地防災事業（農村災害対策整備事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営鮎貝地区土地改良事業（農地防災事業（農村災害対策整備事業））計画書の写し

2 縦覧に供する場所

白鷹町役場

3 縦覧に供する期間

平成23年7月28日から同年8月25日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第651号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営萩野地区土地改良事業（農地整備事業（耕作放棄地解消・発生防止基盤整備））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営萩野地区土地改良事業（農地整備事業（耕作放棄地解消・発生防止基盤整備））計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
白鷹町役場
- 縦覧に供する期間  
平成23年7月28日から同年8月25日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対するのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第652号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営水頭地区土地改良事業（農地防災事業（地域ため池総合整備事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営水頭地区土地改良事業（農地防災事業（地域ため池総合整備事業））計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
白鷹町役場
- 縦覧に供する期間  
平成23年7月28日から同年8月25日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対するのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第653号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年7月26日から同年8月8日まで縦覧に供する。

平成23年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 路 線 名 最上小野田線
- 供用開始の区間 最上郡最上町大字満沢字中村315番1から  
同 256番1まで
- 供用開始の期日 平成23年7月26日

**山形県告示第654号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成23年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称  
山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - (1) 追加する部分 なし
  - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課

**山形県告示第655号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成23年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称  
山形広域都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - (1) 市街化調整区域から市街化区域へ変わる部分  
上山市仙石字大免、字山崎、字大畑、字元糸目、字梅ノ木、字藤沼及び字石橋、高野字射留前並びに東町地内
  - (2) 市街化区域から市街化調整区域へ変わる部分  
なし
- 3 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課

**山形県告示第656号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成23年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道村総建第123号
- 2 指定の場所 寒河江市緑町110番3の一部、117番2
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長53.20メートル
- 4 指定年月日 平成23年7月13日

**山形県告示第657号**

次の開発行為は、完了した。

平成23年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成23年5月24日 指令最総建第3号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
新庄市五日町字下小月野1077番3、1077番4、1077番5、1077番6、1077番7、1077番8、1077番9、1077番10、1078番2、1078番3、1079番1、1079番3、1079番4、1079番5、1080番3、1080番6、1080番7、1080番8、1080番9、1080番10、1080番11、1080番12、1081番11、1081番13、1081番15、1081番16、1081番18、1081番

19、1082番5、1082番6、1083番2、1083番3、1083番4、1083番9、1083番11、1083番13、1083番14、1083番15、1083番16、1083番17、1083番19、1083番20、1083番21、1083番22、1083番23、1083番24、1083番25、1083番26、1083番27、1083番28、1083番29、1083番30、1208番2の一部、1208番37、1213番21、7330番、7338番、7340番、7342番、1079番3先の一部

新庄市五日町字トウメキ1086番1、1086番4、1088番2、7329番

新庄市十日町字トウメキ426番1の一部、427番4、427番8、427番11、427番12、427番13、427番14、429番1の一部、429番2、429番3、431番2の一部、431番5、431番8、432番1の一部、434番1の一部、435番7、451番2、451番4の一部、451番5、451番6、11262番の一部、11265番、11266番、11267番、11268番

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

新庄市新町2番15号

株式会社 新庄開発センター

新庄市大字福田字福田山711番地6

株式会社 ヤマムラ

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成23年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成23年7月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人モルヒネ友の会

(2) 代表者の氏名

井 瀨 幸 子

(3) 主たる事務所の所在地

米沢市中央六丁目1番219号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、痛み治療のためモルヒネを長期間服用しても、依存や異常行動が起こらないことを患者自身が示し、モルヒネに対する世間の誤解や偏見等を払拭する活動をする。そして、正しい痛み治療とモルヒネの安全性を普及し、痛みに苦しむすべての人のクオリティ・オブ・ライフの向上に寄与することを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成23年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地                | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                        |                                        |                                        |                                        | 敷金     | 摘要           |                                        |
|--------------|--------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------|--------------|----------------------------------------|
|              |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を<br>超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を<br>超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を<br>超え186,000円<br>以下の者 |        |              | 収入が186,000円<br>を<br>超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営春日アパート1号   | 米沢市春日五丁目2-43       | 2LDK | 57.1                          | 1    | 一般用 | 15,300                  | 17,700                                 | 20,200                                 | 22,800                                 | 26,100                                 | 30,100 | 3月分の家賃に相当する額 |                                        |
| 同 中田第二アパート2号 | 米沢市中田町901-2        | 3DK  | 55.7                          | 1    | 同   | 13,500                  | 15,600                                 | 17,900                                 | 20,100                                 | 23,000                                 | 26,600 |              |                                        |
| 同 関口アパート3号   | 南陽市宮内352-3         | 2DK  | 57.3                          | 1    | 同   | 19,800                  | 22,800                                 | 26,100                                 | 29,500                                 | 33,700                                 | 38,800 |              | 単身可                                    |
| 同 大町アパート     | 東置賜郡高島町大字高島695-12  | 3DK  | 58.0                          | 1    | 同   | 13,900                  | 16,100                                 | 18,400                                 | 20,800                                 | 23,700                                 | 27,400 |              |                                        |
| 同 館之北アパート    | 西置賜郡川西町大字中小松3017-1 | 同    | 70.7                          | 1    | 同   | 20,100                  | 23,200                                 | 26,500                                 | 29,900                                 | 34,200                                 | 39,400 |              |                                        |



(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成23年8月1日から同月5日まで（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成23年8月5日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池7丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成23年10月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成23年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名 称               | 所 在 地              | 規 格  |                               | 公 募<br>戸 数 | 区 分 | 家 賃                     |                                        |                                        |                                        | 敷 金    | 摘 要    |                                        |                                        |
|-------------------|--------------------|------|-------------------------------|------------|-----|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------|--------|----------------------------------------|----------------------------------------|
|                   |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |            |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を<br>超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を<br>超え158,000円<br>以下の者 |        |        | 収入が158,000円<br>を<br>超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を<br>超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営茅原アパ<br>ート1号    | 鶴岡市茅原字草<br>見鶴16-1  | 3DK  | 63.5                          | 1          | 一般用 | 16,600                  | 19,200                                 | 21,900                                 | 24,700                                 | 28,300 | 32,600 | 円                                      | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額               |
| 同 末広アパ<br>ート3号(A) | 同 末広町23<br>-60     | 2LDK | 69.3                          | 1          | 同   | 22,200                  | 25,700                                 | 29,400                                 | 33,100                                 | 37,900 | 43,700 | 円                                      |                                        |
| 同 こがねアパ<br>ート1号   | 酒田市こがね町<br>一丁目21-1 | 3DK  | 63.5                          | 1          | 同   | 17,300                  | 20,000                                 | 22,900                                 | 25,800                                 | 29,500 | 34,000 | 円                                      |                                        |
| 同 東泉アパ<br>ート1号    | 同 東泉町四<br>丁目15-21  | 同    | 61.0                          | 1          | 同   | 17,600                  | 20,200                                 | 23,100                                 | 26,000                                 | 29,800 | 34,300 | 円                                      |                                        |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成23年8月5日から同月11日まで（土・日曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成23年8月11日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成23年10月上旬